

水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（家庭部門）助成金交付要綱 新旧対照表
（令和5年4月改正分）

新	旧
<p>水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（家庭部門） 交付要綱</p> <p style="text-align: center;">（制定）令和2年5月13日付都環公地温第348号 （改正）令和3年9月14日付3都環公地温第1281号 （改正）令和4年3月23日3都環公地温第2931号 <u>（改正）令和5年3月31日4都環公地温第3335号</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（家庭部門）実施要綱（令和2年3月25日付31環地次第635号。以下「実施要綱」という。）第5 3の規定に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の補助を受け事務を執行する「水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（家庭部門）」（以下「本事業」という。）における助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、本事業の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。</p> <p>第2条から第3条（現行のとおり）</p> <p>（助成対象機器）</p>	<p>水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（家庭部門） 交付要綱</p> <p style="text-align: center;">（制定）令和2年5月13日付都環公地温第348号 （改正）令和3年9月14日付3都環公地温第1281号 （改正）令和4年3月23日3都環公地温第2931号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（家庭部門）実施要綱（令和2年3月25日付31環地次第635号。以下「実施要綱」という。）第5 3の規定に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の委託を受け事務を執行する「水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（家庭部門）」（以下「本事業」という。）における助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、本事業の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。</p> <p>第2条から第3条（略）</p> <p>（助成対象機器）</p>

第4条 本助成金の交付対象となる家庭用燃料電池（以下「助成対象機器」という。）は、実施要綱第4 1（2）に規定するものであって、次の各号に掲げる助成対象機器の種類に応じ、当該各号に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、公益財団法人東京都中小企業振興公社が実施する助成金事業において助成金の交付を受けたものを除く。

一 P E F C

ア 領収書その他その購入の事実を証する書類（以下「領収書等」という。）に記載された領収日が、令和2年4月1日から令和7年9月30日まで（天災地変その他助成対象者の責に帰することのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、公社が認める期間）のものであること。

イからエまで（現行のとおり）

二 （現行のとおり）

第5条から第7条まで（現行のとおり）

（助成金の交付に係る一般申請）

第8条 本助成金の交付を受けようとする助成対象者は、助成対象機器を設置した後、別表1に掲げる書類を公社に提出することにより、本助成金の交付の申請を行うものとする。

2 前項の規定による申請（以下「一般申請」という。）は、助成対象機器の種類に応じ、次のいずれか早い日までにを行うものとする。

第4条 本助成金の交付対象となる家庭用燃料電池（以下「助成対象機器」という。）は、実施要綱第4 1（2）に規定するものであって、次の各号に掲げる助成対象機器の種類に応じ、当該各号に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、公益財団法人東京都中小企業振興公社が実施する助成金事業において助成金の交付を受けたものを除く。

一 P E F C

ア 領収書その他その購入の事実を証する書類（以下「領収書等」という。）に記載された領収日が、令和2年4月1日から令和6年9月30日まで（天災地変その他助成対象者の責に帰することのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、公社が認める期間）のものであること。

イからエまで（略）

二 （略）

第5条から第7条まで（略）

（助成金の交付に係る一般申請）

第8条 本助成金の交付を受けようとする助成対象者は、助成対象機器を設置した後、別表1に掲げる書類を公社に提出することにより、本助成金の交付の申請を行うものとする。

2 前項の規定による申請（以下「一般申請」という。）は、助成対象機器の種類に応じ、次のいずれか早い日までにを行うものとする。

一 P E F C

ア 令和6年3月31日

イ (現行のとおり)

二 (現行のとおり)

3 (現行のとおり)

(助成金の交付に係る事前申請)

第9条 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、助成対象者は、助成対象機器の種類に応じ、次に定める期日までに一般申請をすることが困難であるとして公社が認めた場合に限り、助成対象機器を設置する前であっても、別表2に掲げる書類を公社に提出することにより、本助成金の交付に係る事前の申請を行うことができる。

一 P E F C 令和6年3月31日

二 S O F C 令和6年3月31日

2 前項の規定による申請(以下「事前申請」という。)は、助成対象機器の種類に応じ、次に定める期間に行わなければならない。

一 P E F C 令和5年12月1日から令和6年3月31日まで

二 (現行のとおり)

3 (現行のとおり)

4 前項の規定により事前申請の受理の決定に係る通知を受けた助成対象者は、助成対象機器を設置した後、助成対象機器の種類に応じ、次のいずれか早い日までに、別表1に掲げる書類を公社に提出することにより、本助成金の交付の申請を行うものとする。

一 P E F C

ア 令和5年3月31日

イ (略)

二 (略)

3 (略)

(助成金の交付に係る事前申請)

第9条 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、助成対象者は、助成対象機器の種類に応じ、次に定める期日までに一般申請をすることが困難であるとして公社が認めた場合に限り、助成対象機器を設置する前であっても、別表2に掲げる書類を公社に提出することにより、本助成金の交付に係る事前の申請を行うことができる。

一 P E F C 令和5年3月31日

二 S O F C 令和6年3月31日

2 前項の規定による申請(以下「事前申請」という。)は、助成対象機器の種類に応じ、次に定める期間に行わなければならない。

一 P E F C 令和4年12月1日から令和5年3月31日まで

二 (略)

3 (略)

4 前項の規定により事前申請の受理の決定に係る通知を受けた助成対象者は、助成対象機器を設置した後、助成対象機器の種類に応じ、次のいずれか早い日までに、別表1に掲げる書類を公社に提出することにより、本助成金の交付の申請を行うものとする。

一 P E F C

ア 令和7年9月30日

イ (現行のとおり)

二 (現行のとおり)

5 から 8 まで (現行のとおり)

(住宅供給事業者による交付申請の特例)

第 1 0 条 本助成金の交付を受けようとする助成対象者が、次に掲げる要件を満たす住宅供給事業者(住宅の建築及び販売を業として行う者をいう。以下同じ。)である場合は、当該住宅供給事業者は、助成対象機器を設置する前に、次項に定める期日までに、別表 2 に掲げる書類を公社に提出することにより、本助成金の交付に係る事前の申請を行うものとする。

一 東京都内に、第三者に販売することを目的として、分譲用若しくは賃貸用の集合住宅又は分譲用の戸建住宅(以下「分譲住宅等」という。)を新築し、当該新築する分譲住宅等(以下「新築分譲住宅等」という。)において助成対象機器を自ら設置すること。

二 新築分譲住宅等に設置する助成対象機器に係る領収書等を、助成対象機器の種類に応じ、次に定める期日までに受領する予定であること。

ア P E F C 令和7年9月30日

イ (現行のとおり)

2 前項の規定による申請(以下「特例申請」という。)の期日は、

一 P E F C

ア 令和6年9月30日

イ (略)

二 (略)

5 から 8 まで (略)

(住宅供給事業者による交付申請の特例)

第 1 0 条 本助成金の交付を受けようとする助成対象者が、次に掲げる要件を満たす住宅供給事業者(住宅の建築及び販売を業として行う者をいう。以下同じ。)である場合は、当該住宅供給事業者は、助成対象機器を設置する前に、次項に定める期日までに、別表 2 に掲げる書類を公社に提出することにより、本助成金の交付に係る事前の申請を行うものとする。

一 東京都内に、第三者に販売することを目的として、分譲用若しくは賃貸用の集合住宅又は分譲用の戸建住宅(以下「分譲住宅等」という。)を新築し、当該新築する分譲住宅等(以下「新築分譲住宅等」という。)において助成対象機器を自ら設置すること。

二 新築分譲住宅等に設置する助成対象機器に係る領収書等を、助成対象機器の種類に応じ、次に定める期日までに受領する予定であること。

ア P E F C 令和6年9月30日

イ (略)

2 前項の規定による申請(以下「特例申請」という。)の期日は、

助成対象機器の種類に応じ、次のとおりとする。

一 PEFC 令和6年3月31日

二 (現行のとおり)

3 (現行のとおり)

4 前項の規定により特例申請の受理の決定に係る通知を受けた住宅供給事業者は、助成対象機器を設置した後、助成対象機器の種類に応じ、次のいずれか早い日までに、別表1に掲げる書類を公社に提出することにより、本助成金の交付の申請を行うものとする。

一 PEFC

ア 令和7年9月30日

イ (現行のとおり)

二 (現行のとおり)

5から7まで (現行のとおり)

第11条から第13条まで (現行のとおり)

(交付の条件)

第14条

1 一から九まで (現行の通り)

2 削除

助成対象機器の種類に応じ、次のとおりとする。

一 PEFC 令和5年3月31日

二 (略)

3 (略)

4 前項の規定により特例申請の受理の決定に係る通知を受けた住宅供給事業者は、助成対象機器を設置した後、助成対象機器の種類に応じ、次のいずれか早い日までに、別表1に掲げる書類を公社に提出することにより、本助成金の交付の申請を行うものとする。

一 PEFC

ア 令和6年9月30日

イ (略)

二 (略)

5から7まで (略)

第11条から第13条まで (略)

(交付の条件)

第14条

1 一から九まで (略)

2 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項第1号から第5号中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各号の規定を適用する。

第15条から第19条まで（現行のとおり）

（処分の制限）

第20条

1から5まで（現行のとおり）

6 削除

（交付決定の取消し）

第21条

1から2まで（現行のとおり）

3 削除

（本助成金の返還）

第22条

1から5まで（現行のとおり）

6 削除

第15条から第19条まで（略）

（処分の制限）

第20条

1から5まで（略）

6 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前5項中「公社」とあるのは、「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

（交付決定の取消し）

第21条

1から2まで（略）

3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

（本助成金の返還）

第22条

1から5まで（略）

6 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前5項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

<p>(違約加算金)</p> <p>第23条</p> <p>1から2まで (現行のとおり)</p> <p><u>3 削除</u></p> <p>(延滞金)</p> <p>第24条</p> <p>1から2まで (現行のとおり)</p> <p><u>3 削除</u></p> <p>(他の助成金等の一時停止等)</p> <p>第25条</p> <p>1 (現行のとおり)</p> <p><u>2 削除</u></p> <p>第26条 (現行のとおり)</p> <p>(調査等)</p>	<p>(違約加算金)</p> <p>第23条</p> <p>1から2まで (略)</p> <p><u>3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。</u></p> <p>(延滞金)</p> <p>第24条</p> <p>1から2まで (略)</p> <p><u>3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。</u></p> <p>(他の助成金等の一時停止等)</p> <p>第25条</p> <p>1 (略)</p> <p><u>2 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。</u></p> <p>第26条 (略)</p> <p>(調査等)</p>
--	---

第27条

1から2まで（現行のとおり）

3 削除

（指導、助言等）

第28条

1（現行のとおり）

2 削除

第29条から第31条まで（現行のとおり）

附則（令和2年5月13日付都環公地温第348号）

この要綱は、令和2年7月17日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則（令和3年9月14日付3都環公地温第1281号）

この要綱は、令和3年9月29日から施行する。

附則（令和4年3月23日付3都環公地温第2931号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第27条

1から2まで（略）

3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第1項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（指導、助言等）

第28条

1（略）

2 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

第29条から第31条まで（略）

附則（令和2年5月13日付都環公地温第348号）

この要綱は、令和2年7月17日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則（令和3年9月14日付3都環公地温第1281号）

この要綱は、令和3年9月29日から施行する。

附則（令和4年3月23日付3都環公地温第2931号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日付4都環公地温第3335号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。